

1 件名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例の整理について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

令和 8 年 6 月 1 9 日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）により、同法律の条文を引用する石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部において項ずれが生じた。

【目的】

関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令：☒有 □無】**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）

石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 1 7 年 4 月石巻市条例第 1 8 0 号）

【総合計画の位置付け：□有 ☒無】**【個別計画の位置付け：☒有 □無】**

石巻市一般廃棄物処理基本計画

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 8 年 6 月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律公布

5 主な内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 3 項に新たな条文が加えられたことにより、項ずれが生じたため、石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例第 1 5 条第 1 項の記載について、以下のとおり改正するもの。

改正後	改正前
第 1 5 条 1 項 事業者は、当該事業系一般廃棄物を自ら運搬又は処分を行うときは、法第 6 条の 2 第 2 項又は同条第 4 項に規定する基準に従い、その種類ごとに生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。	第 1 5 条 1 項 事業者は、当該事業系一般廃棄物を自ら運搬又は処分を行うときは、法第 6 条の 2 第 2 項又は同条第 3 項に規定する基準に従い、その種類ごとに生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**【影響・効果】**

関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。

7 他の自治体の政策との比較検討

関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、全国の自治体においても同様の改正を予定している。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年9月 市議会第3回定例会に石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について提案（公布日から施行）

9 その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 関係条項抜粋

改正後	改正前
（市町村の処理等） 第六条の2 （略） 2 （略） 3 市町村から非常災害廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。以下この項及び第九条の三の三第一項において同じ。）の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（以下この項及び同条第一項において「非常災害廃棄物処理受託者」という。）は、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の前項の政令で定める基準（以下「一般廃棄物処理委託基準」という。）に従う場合に限り、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託することができる。当該非常災害廃棄物処理受託者から非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（同条第一項において「非常災害廃棄物処理再受託者」という。）が、一般廃棄物処理計画に従い、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託するときも、同様とする。 <u>4</u> 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。	（市町村の処理等） 第六条の2 （略） 2 （略） <u>3</u> 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。